

航空宇宙産業高度強靱化補助金 応募の手引き

愛知県 経済産業局 次世代モビリティ産業課
航空宇宙産業グループ

目次

01	補助金の目的	06	認定申請(応募)
02	補助対象事業者	07	審査、認定
03	補助対象事業	08	交付申請、交付決定
04	補助対象期間	09	額の確定、補助金交付
05	補助率、補助対象経費等	10	その他

01 補助金の目的

航空宇宙産業高度強靱化補助金の目的

次期航空機開発プロジェクトへの参画並びに宇宙産業や次世代空モビリティ等の新興分野のサプライチェーンの強化及び供給力の向上に資する取組の推進を目的とした県内の新規設備投資に対する補助制度

次期航空機開発プロジェクト

国の航空機産業戦略において、我が国がコンポーネントレベルに留まらず、より上流工程での参画を目指すべきとする次期航空機の開発プログラム

次世代空モビリティ

電動化や自動化、垂直離着陸といった既存航空機とは異なる特性を有するドローン(無人航空機)やeVTOL(電動垂直機着陸機)等

補助事業者

●中小企業、中堅企業、大企業

注1)中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業のうち、常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業をいう。

注2)交付要綱第3条(3)に該当する中小企業又は中堅企業は、みなし大企業とする。

以下の(1)及び(2)を満たす者

- (1) 愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 県内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者。

補助事業

補助事業者が、次期航空機開発プロジェクトへの参画並びに宇宙産業や次世代空モビリティ等の新興分野のサプライチェーンの強化及び供給力の向上に資する取組の推進に供する機械設備等を県内に所在する事業所に設置等する事業

機械設備等:

専ら航空宇宙産業分野における製品の開発、設計及び生産等を行うために設置等する機械設備やソフトウェアで、直接に事業の用に供するもの

設置等:

新たに取得した機械設備等を設置又は構築すること

04 補助対象期間

補助対象期間

認定申請日から2030年(令和12年)3月31日まで

※補助事業は、事業の認定申請の後に契約し、履行するもの

補助対象期間の例

2028年										2029年					
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	認定申請書の提出	補助対象期間 (発注・納品・支払)												事業完了(支払い完了)	交付申請書の提出
				審査会議	認定通知										

05 補助率、補助対象経費等

補助率

中小企業、中堅企業 **1/4以内**

大企業 **1/6以内**

◆国や他自治体等の補助金を併用する場合、合わせて

中小企業、中堅企業 **3/4以内**

大企業 **1/2以内**

注)中小企業又は中堅企業のうち、みなし大企業は大企業の補助率を適用します。

補助限度額

1億5千万円(1補助事業者あたり)

補助対象経費

機械設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費であって、
1機械設備等当たりの合計額が2,000万円以上のもの
(消費税相当額を除く)

注1)1補助対象事業において、1機械設備等当たりの条件を満たす複数の機械設備等を補助対象とすることができます。

注2)既存設備の改良は補助対象となりません。新たに導入する機械設備やソフトウェアが対象となります。

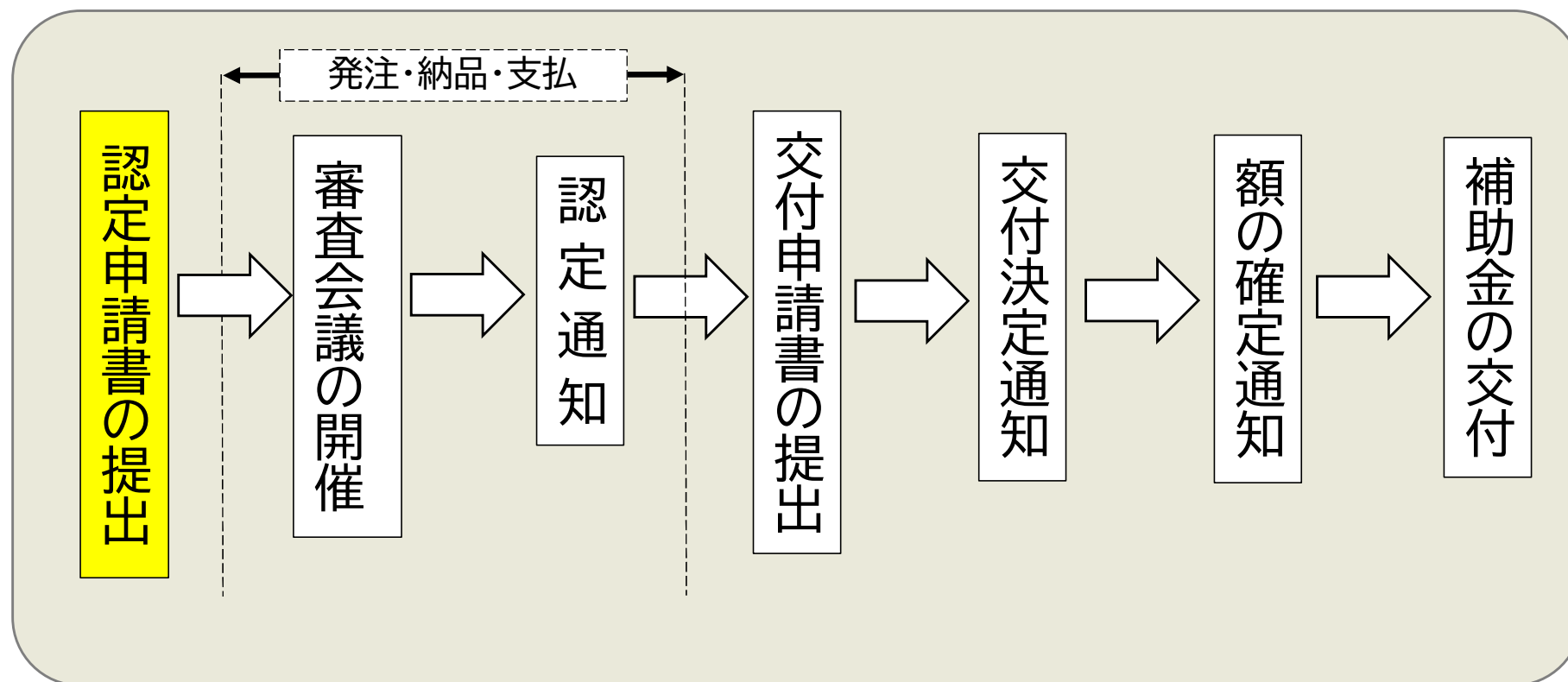
注3)実施の結果、2,000万円を下回った機械設備等に補助金のお支払いはできません。

その他の要件

- (1) 機械設備等は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。
- (2) 機械設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。
- (3) 機械設備等は、専ら航空宇宙産業分野において使用されるものであること。
- (4) 設置等に当たり、建築確認等必要な法令が守られていること。
- (5) 設置等する事務所の土地あるいは建物所有者が補助事業者と異なる場合には書面による許可を得ていること。
- (6) 補助事業は、補助事業の認定申請の後に契約し、履行するものであり、かつ2030年(令和12年)3月31日までに支払いが完了したものであること。
- (7) 補助対象経費について、本県の他の補助金による補助を受けていないこと。

06 認定申請(応募)

手続きの流れ



06 認定申請(応募)

応募書類の受付

申請は**随時受付**

※審査は年2回程度(7月頃及び1月頃)実施予定(申請状況を踏まえて実施)

注)2029年度末までに、限度額(1億5千万円)の範囲で複数回申請いただけます。

応募書類提出方法

提出方法:**電子申請のみ**

・あいち電子申請・届出システム

※提出する際は、ファイルの圧縮を行い、容量を10MB以内にしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/aerospace-kyoujinkahojokin>

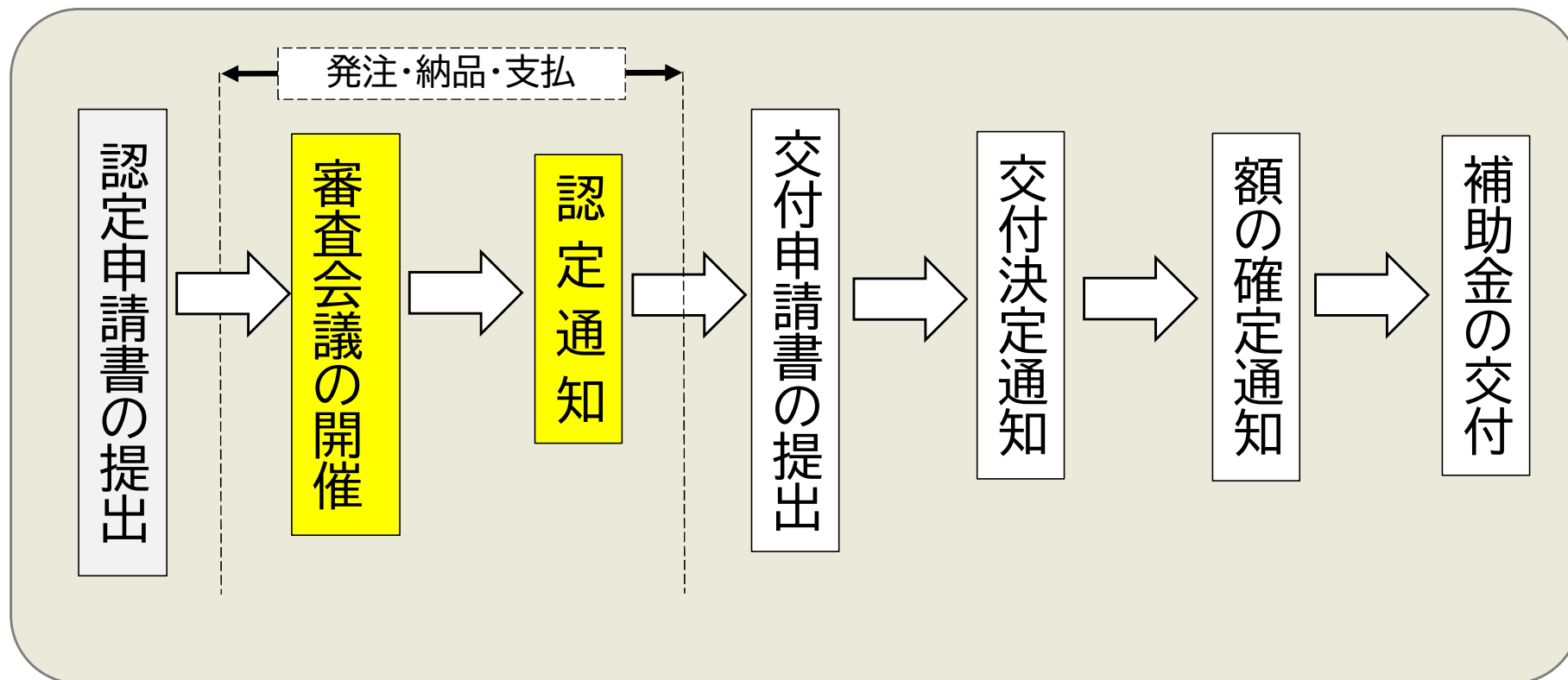
06 認定申請(応募)

応募書類一覧

- 補助事業認定申請書(様式第1号)※
- 申請日の前3か月以内に発行された登記事項証明書及び定款
- 直近2事業年度分の決算書(貸借対照表、損益計算書等)並びに直近の事業報告書又はこれに準ずる書類
- 機械設備等の設置等に係る経費の見積書の写し(補助対象経費とその他の部分を分けたもの)
- 導入する機械設備等の規格が記載された資料
- 機械設備等を設置等する前の状態を示す写真(ソフトウェアを除く。)
- (他の補助金と併用する場合のみ)
他の補助金の採択通知及び補助事業と共通する内容が分かる資料
- その他知事が必要と認める書類(必要に応じて添付する参考資料)

※ 枚数の制限はありませんが、できるだけ具体的・定量的に、かつ、簡潔明瞭に作成してください。
一部項目は、字数制限があります。県Webページに掲載している記入例を参照してください。

手続きの流れ



審査方法

審査は年2回程度(7月頃及び1月頃)実施予定 (申請状況を踏まえて実施)

注1)外部有識者を含む非公開の審査会議に諮問し、採択(認定)を決定します。採択・不採択の理由等を含む審査の内容については、一切お答えできません。

注2)審査会議には、原則として申請者が出席し、審査委員に対して説明を行っていただきます。

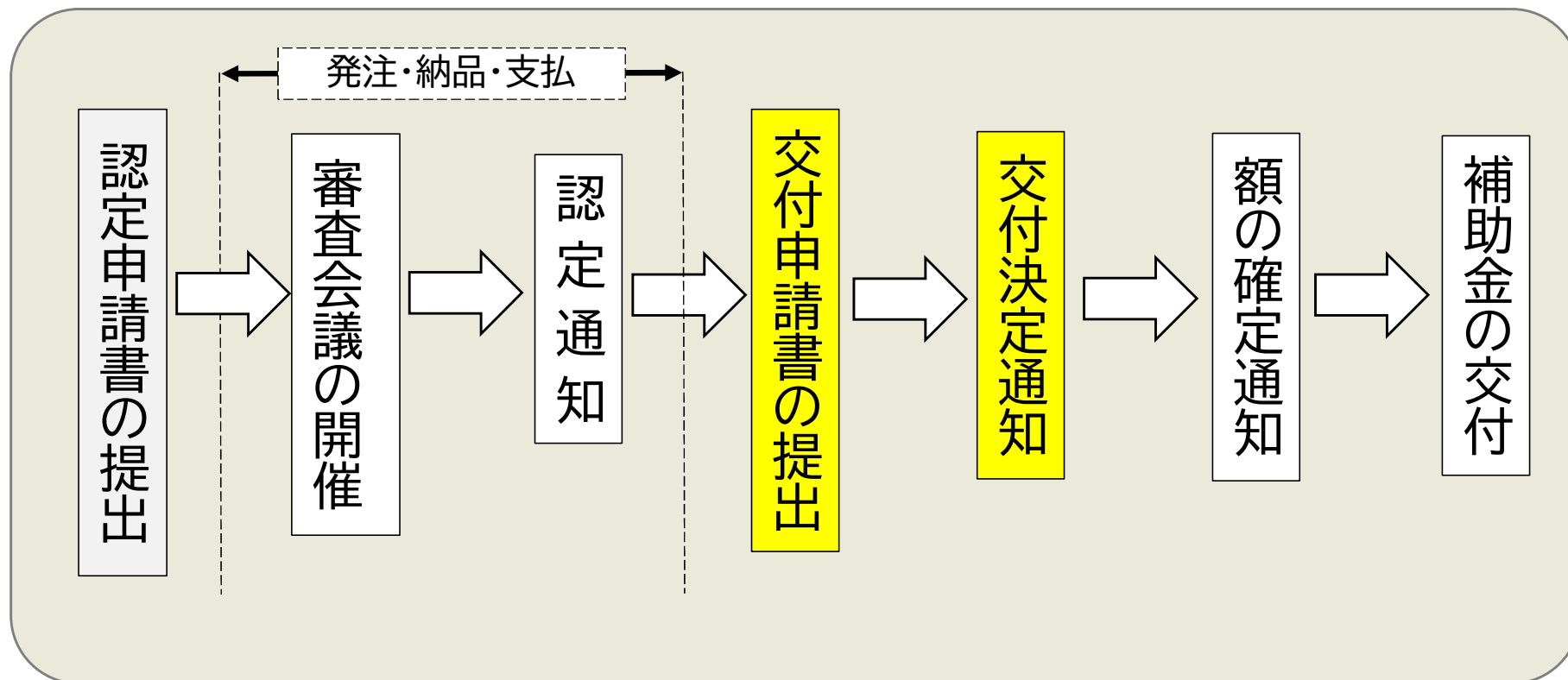
注3)国補助金等の採択を受けており、その内容が補助事業に適合すると認められるときは、審査会議への諮問を省略できる場合があります。

審査結果の通知等

- 審査結果については、決定後速やかに通知します。
- 認定案件については、企業名(事業者名)や事業名称等を公表します。

08 交付申請・交付決定

手続きの流れ



08 交付申請・交付決定

交付申請書類一覧 ※事業完了後(支払い完了等)、30日以内に提出してください。

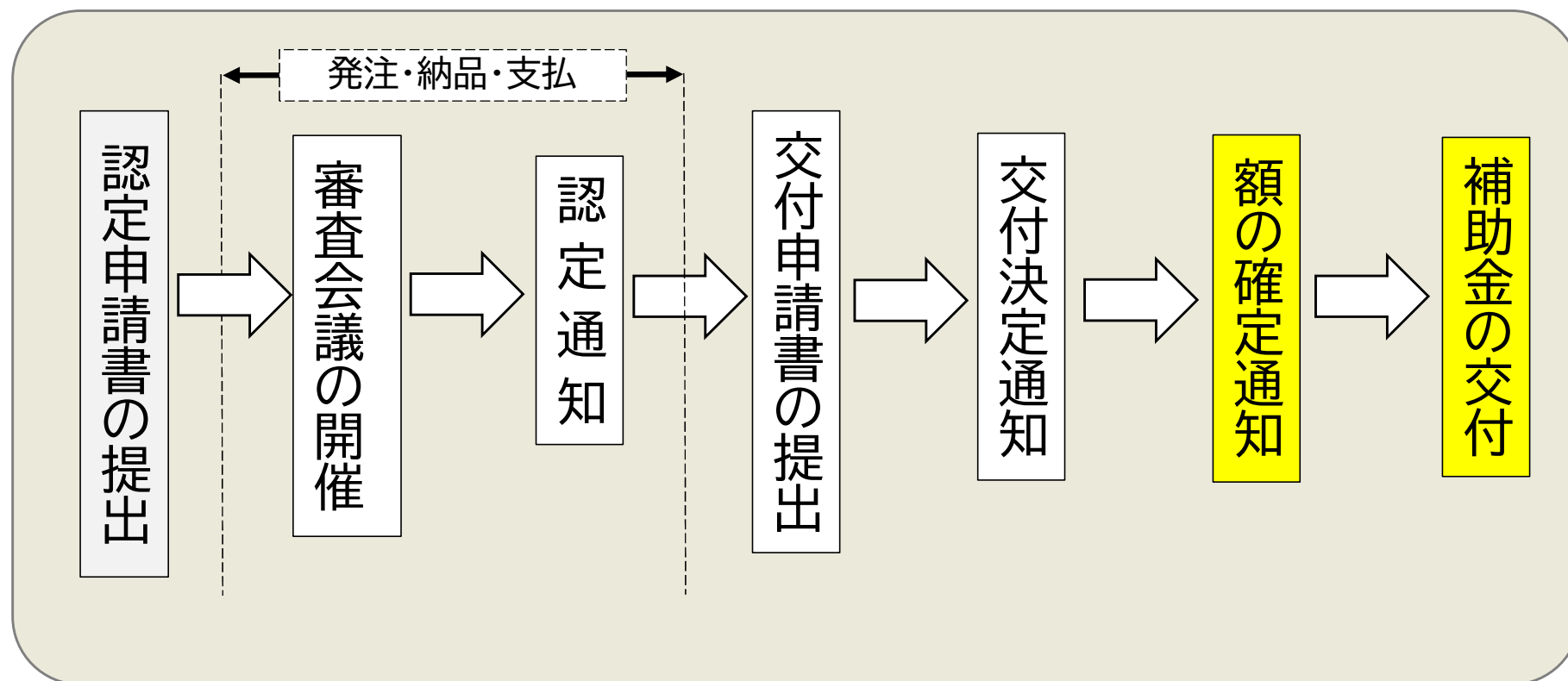
- 補助金交付申請書(兼補助事業実績報告書)(様式第5号)
- 機械設備等の設置等の状態を示す写真(ソフトウェアを除く。)
- 機械設備等の設置等に係る契約書の写し又はこれに準ずる書類
- 補助対象経費に係る請求書の写し(補助対象経費とその他の部分を分けたもの)又はこれに準ずる書類
- 補助対象経費に係る領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (他の補助金と併用する場合のみ)併用する他の補助金の交付(予定)額が分かる書類
- その他知事が必要と認める書類(必要に応じて添付する参考資料)

交付の決定

- 適正と認められる申請について交付決定を行い、速やかに通知します。

09 額の確定・補助金交付

手続きの流れ



09 額の確定・補助金交付

補助金の額の確定

- 実績報告書の審査及び調査を行い、補助金の額を確定し、通知します。
※事業完了を確認するための現地調査を実施します。

補助金の交付

- 補助事業者は、額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書(様式第6号)をご提出ください。補助金をお支払いします。

補助対象事業者の義務(抜粋)

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、**愛知県補助金等交付規則**を遵守してください。

- **補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、**所定の様式(様式第2号、様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- **合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者の地位を承継した者は、速やかにその事実を証する書面を添えて補助事業認定承継申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。**
- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に**補助事業で取得した財産を処分しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければならない。**
- **補助事業者は、補助事業年度の翌年度から5年間、補助事業に関して、県が実施する訪問調査やアンケート調査に協力すること。**

次期航空機開発プログラムへの参画に資する取組の例示

次期航空機開発プログラムへの参画に資する取組とは、
「既存機の生産能力拡大に資する技術や工程の強化に向けた投資のうち、
次期単通路機開発プロジェクトへの参画を見据えた投資」や
「次期単通路機開発に適用が期待される新技術や工程に向けた先行的な投資」等
を指し、以下を例示とします。

- ・航空機部品の製造で必要不可欠である表面処理等の特殊工程の国内生産能力増強に資する取組
- ・今後更なる市場投入が見込まれる複合材や難削材の機械加工、成形技術の国内生産能力増強に資する取組
- ・複雑形状部品の検査工程等の自動化を通じ、ネックになりやすい工程の生産性向上に資する取組
- ・その他顧客企業からの要請や受注の相談等があり、高レート生産に必要な生産体制の構築に資する取組

問い合わせ先

- 本事業の内容等に関するご質問は、下記にて受け付けております。
ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

愛知県 経済産業局 次世代モビリティ産業課 航空宇宙産業グループ

電話 052-954-6349(ダイヤルイン)

メール jisedai@pref.aichi.lg.jp

様式等 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/aerospace-youjinkahojokin.html>